

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
翌日の翌日)

目 次

- ◇告 示 字の区域の新設等
字の区域の変更
家畜人工授精講習会の開催
保安林の指定の解除
解除予定の保安林
土地改良法による換地処分(二件)
土地改良事業計画の適否の決定(三件)
公共測量の実施
開発行為に関する工事の完了

告 示

鳥取県告示第六百七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、郡家町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び

廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。
この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による郡家地区B工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十三年七月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する
字の名称

同上の区域(昭和五十二年六月三十日現在の地番による。)

大字上峰寺字諸木

大字上峰寺字上諸木一〇四の一の一部、一〇五の一の一部、一〇六の二の一部、一〇六の四から一〇六の八まで、

一〇七の一、一〇七の三、一〇七の四、一〇九の一、一一〇、一一一の一、一一二の四及びこれらと一体をなす国有地、大字上峰寺字下諸木一一三から一二七まで、一二八

一、一二三、一二三の一、一二四から一二七まで、一二八から一三〇までの一部、一三〇の一の一部、一三〇の二の一部、一三一の一の一部、一三一の一の一部及びこれらと一体

をなす国有地、大字上峰寺字栗坪一三二の一部、一三三、一三三の一、一三四の一の一部、一三四の二の一部、一三五、一三六の一部、一三七、一三八の一部一三九、一四〇、

一四一から一四四までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字上峰寺字上河原一四五の一部、大字上峰寺字赤坂

一六八の一の一部、一六八の二の一部及びこれらと一体を

なす国有地並びに大字山上字平田一〇七の二の一部、一〇七の

| | |
|---|--|
| <p>大字上峰寺 字社井手</p> <p>一の部、一〇八の一部、一一三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇七及び一一三と一体をなす国有地の一部</p> | <p>大字大坪字柚作二三九の三の一部、二四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字大坪字社井手二四六の二から二四六の三までの一部、二四七の一、二四七の二の一部、二四八の一部、二五〇の一部、二五〇の一、二五一の一、二五一の二の一部、二五一の三の一部、二五一の五の一部、二五二の一から二五二の三まで、二五二の四の一部、二五六の一、二五六の二の一部、二五八、二五九の一部、二六一の一部、二六三の一部、二六三の二の一部、二六四の一部、二六五の一部、二六五の二、二六六の一部、二六六の二の一部、二六六の三、二六六の四及びこれらと一体をなす国有地、大字大坪字稲子三五七の一部、三五八の一部、三五八の二の一部、三五九、三六〇、三六一の一、三六一の二、三六一の三の一部、三六二の一から三六二の四まで、三六三の一部、三六三の二の一部、三六四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字大坪字下河原三七二の一部、三七三の一部、三七四、三七五の一から三七五の三までの一部、三七五の四、三七五の五、三七五次一、三七六の五の一部、三八〇の一、三八〇の三、三八一、三八二の一、三八二の二、三八三の一部、三八三の二及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字井古 字井古ノ上</p> <p>大字井古字大刈田二一の一部及び二二の一部並びに二一及び二二と一体をなす国有地の一部、大字井古字上岡二二の三の一部及び二三の三の一部並びに二三の一及び二三の三と一体をなす国有地の一部、大字井古字井古ノ上上分一三四の一、一三四の二、一三五の一部、一三五の一、一三六、一三七の一部、一三七の二の一部、一三八の一、一三八の二、一三九の一部、一四〇の一部、一四一、一四二及びこれらと一体をなす国有地、大字井古字井古ノ上下分一四三、一四四の一部、一四五の一部、一四六、一四七、一四八の一部、一四九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字稲荷字田中一の一部、二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下坂下大境三五の一部及びこれと一体をなす国有地、大字下坂字沖代四二の二の一部、四三から四六までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下坂字城莊一一二の四の一部及び一一三、大字下坂字砂田一一六の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字下坂字四反田一二八の一部及びこれと一体をなす国有地</p> | <p>大字山田字中大境</p> <p>大字下坂字大境一の二の一部、一の五、一の六の一部、七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七の一及び七の二と一体をなす国有地の一部、大字下坂字中大境八の一部、八の二、八の三の一部、九の一、九の二、九の三の一部、一〇の一、一〇の二の一部、一〇の三の一部、一一の一の一部、一一の二、一一の三の一部、一二の一部、一三の一部、一四の一部、一五、一六、一</p> |

| | | | |
|-------------------------|---|-----------------|--|
| <p>区域を変更する 字の名称</p> | <p>同上の区域(昭和五十二年六月三十日現在の地番による。)</p> | <p>大字山田字下大境</p> | <p>七の一の一部、一七の二の一部、一八、一九の一部、二〇の一から二〇の三までの一部、二二の二の一部、二二の三の一部、<u>二三</u>(合併の一部、二四の一部、二五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字山田字沖代一〇一から一〇三までの一部及びこれらと一体をなす国有地)</p> <p>大字下坂字中大境一七の一の一部、一七の二の一部、二〇の一の一部、<u>二三</u>(合併の一部、二四の一部、二五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下坂字下大境二六から二九までの一部、三〇の一、三〇の二、三一、三二、三三から三八までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字山田字沖代一〇一の一部及びこれと一体をなす国有地、大字大坪字長田一八四の二の一部、一八五の一部、一八六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字大坪字三反田一八八の一部、一八九の一の一部、一八九の二及び一九〇の一部並びに一八八、一八九の一、一八九の二及び一九〇と一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>大字山上字岸ノ上</p> | <p>大字山上字岸ノ上の全域、大字山上字樋ノ詰七四の一、七四の三、七四の四、七五から七七まで、七八の三、七八の五、七八の六、七九の一、七九の二、七九の四、七九の五、七九の七、七九の八、八〇の一、八〇の二、八〇の四、八一の二、八四の三、八五の一、八六の一、八七の一、八</p> | | |

| | |
|-----------------|--|
| <p>大字山上字樋ノ詰</p> | <p>八の三、八九の三、九一の三及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字篠波字丸山一の二の一部、二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字山上字樋ノ詰のうち七四の一、七四の三、七四の四、七五から七七まで、七八の一の一部、七八の三、七八の五、七八の六、七九の一から七九の五まで、七九の七、七九の八、八〇の一から八〇の四まで、八一の一の一部、八一の二、八一の一部、八四の三、八五の一、八六の一、八七の一、八八の三、八九の三、九一の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字山上字諸木の全域、大字山上字平田一〇四、一〇五、一〇六の一部、一〇七の一部、一〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字上峰寺上諸木一〇四の一の一部、一〇五の一の一部、一〇六の二の一部及び一〇四の一と一体をなす国有地の一部、大字上峰寺下諸木一二八の一部、一二九の一部、一三〇の一部、一三〇の一の一部、一三〇の二の一部、一三〇の三の一部、一三一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字上峰寺字栗坪一三二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字山上字平田</p> | <p>大字山上字平田のうち一〇四、一〇五、一〇六の一部、一〇七の一部、一〇七の一の一部、一〇八の一部、一〇九の一部、一一三の一部、一一四の一部、一一四の一、一一五の一部、一一六の一部、一一六の一の一部、一二〇から</p> |

| | |
|----------|--|
| 大字山上字越前 | <p>一二二までの一部、一二二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一〇七及び一二二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字山上字樋ノ詰七八の一の一部、七九の三、八〇の三、八一の一の一部並びに大字山上字越前一三二の三の一部、一三九の一の一部、一四〇の一部、一四一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| 大字山上字中実 | <p>大字山上字越前のうち一三二の三の一部、一三七の一の一部、一三九の一の一部、一四〇の一部、一四一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字山上字平田一一五の一部、一一六の一部、一一六の一の一部、一一〇から一二二までの一部、一二二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一一六の一及び一二二と一体をなす国有地の一部、大字山上字川柳一四三の一、一四三の二、一四四の三、一四四の四、一四五の一部、一四六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一四四次一と一体をなす国有地の一部並びに大字山上字中実一八九の二の一部及び一八九の二と一体をなす国有地の一部</p> |
| 大字山上字川柳 | <p>大字山上字川柳のうち一四三の一、一四三の二、一四四の三、一四四の四、一四五から一四七まで、一四八の二から一四八の三まで、一四九の一、一四九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一四四次一及び一四九次一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| 大字篠波字丸山 | <p>と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字山上字越前一三七の一部並びに大字山上字川柳一四五の一部、一四六の一部、一四七、一四八の二から一四八の三まで、一四九の一、一四九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一四四次一及び一四九次一と一体をなす国有地の一部</p> |
| 大字篠波字引地 | <p>大字篠波字丸山のうち二の一部、二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字篠波字引地一九、二〇の一及び二〇の五並びに大字篠波字仕切田三〇の二、三一及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| 大字篠波字仕切田 | <p>大字篠波字引地のうち一九、二〇の一及び二〇の五以外の区域</p> |
| 大字上峰寺字向田 | <p>大字上峰寺字向田のうち三四の一部、三五の一の一部、四六の一の一部、四六の二、四七の一の一部、四七の三、四七の四の一部、四九の一の一部、四九の二、五〇の二の一部、五〇の三の一部、五二の一の一部、五二の二、五二の三、五二の六の一部、五三の一、五三の二、五四の一、五四の二、五五の一部、五六の二の一部、五七の一部、五八の一部、五八の一の一部、五九の一部、五九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字上峰寺字新古田六一の一部、六二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |

大字上峰寺字高原

有地、大字上峰寺字市後七九の二の一部、七九の二の一部、七九の三及びこれらと一体をなす国有地並びに七九の一と一体をなす国有地の一部、並びに大字下峰寺字上後川七の一部、八の一部及び八と一体をなす国有地の一部

大字上峰寺字高原の全域、大字上峰寺字向田四六の二の一部、四六の二、四七の二の一部、四七の三、四七の四の一部、四九の二の一部、四九の三、五〇の二の一部、五〇の三の一部、五二の二の一部、五二の三、五二の四の一部、五三の二、五三の三、五四の二、五四の三、五五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字上峰寺字市後七五の二の一部、八一から八三までの一部、八三の二、八三の三の一部、八三の四、八五の二から八五の三まで、八六の二から八六の四まで、八七の二、八七の三、及びこれらと一体をなす国有地、大字大坪字社井手二四六の二の一部、二四七の二の一部、二四八の二の一部、二四八の三、二四八の四、二四九、二五〇の一部、二五一の二の一部、二五一の三の一部、二五一の四、二五一の五の一部、二六六の二の一部、二六六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字大坪字稻子三六一の三の一部、三六三の二の一部、三六三の三の一部、三六四の二の一部、三六四の三の一部、三六五及びこれらと一体をなす国有地並びに大字大坪字下河原三六六から三六八まで、三七一の二から三七一の三まで、三七二の二の一部、三七三の二の一部、三七五の二から三七五の三までの一部、三七六の四、三七六の五の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字上峰寺

字上諸木

大字上峰寺字上諸木のうち一〇四の一、一〇五の一、一〇六の二、一〇六の四から一〇六の八まで、一〇七の一、一〇七の三、一〇七の四、一〇九の一、一一〇、一一一の一、一一二の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字上峰寺

字上河原

大字上峰寺字上河原のうち一四五、一四六の一、一五三の二、一五三の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

大字上峰寺

字加藤橋

大字上峰寺字加藤橋のうち一七〇から一七二までの一部、一七四の一部、一七六の二の一部、一七七から一八一までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字上峰寺字栗坪一三四の二の一部、一三四の三の一部、一三六の二の一部、一三八の一部、一四一から一四四までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字上峰寺字上河原一四五の二の一部、一四六の二、一五三の二、一五三の三及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字上峰寺字赤坂一五九、一五九の二、一五九の三の一部、一六〇、一六一、一六二の一部、一六三から一六六まで、一六六の二、一六七、一六八の二の一部、一六八の三の一部、一六九及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字山上字平田一一三の一部、一一四の一部、一一四の二、一一五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字上峰寺
字笑道口

大字上峰寺字笑道口の全域、大字上峰寺字赤坂一五四か

大字下峰寺

字津具田

ら一五八まで、一五九の二の一部、一六二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一五九、一五九の一、一五九の二及び一六二と一体をなす国有地の一部、大字上峰寺字加藤橋一七〇から一七二までの一部、一七四の一部、一七六の二の一部、一七七から一八一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字山上字平田一一五と一体をなす国有地の一部

大字下峰寺字津具田のうち一五の二の一部、一五の二の一部、三一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字下峰寺字上後川一の一から一の四まで、二の二、二の三、三、三の二、四の二の一部、四の三、五の二の一部、五の二から五の六まで、六の一、六の二、七の一部、八の一部、一二の一部、一四の二の一部、一四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下峰寺字田三三の五の一部、四一の一部、四一の二、四一次一、四二、四二の一、四三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下峰寺字深田六七の二の一部、六九の二の一部、六九の二の一部、七〇の二の一部、七〇の二、七一、七二の二、七二の一部、七四の二の一部、七四の二及びこれらと一体をなす国有地、大字下峰寺字上向田一九の二の一部、一九の二の一部、二〇の二の一部、二〇の二、二二の二、二二の三及びこれらと一体をなす国有地、大字下峰寺字追寄二二、二二三の二、二二三の二、二二四の一から二二四の三まで、二二五の二の一部、二二五の三、二二七の一、二二七の二

大字下峰寺字寺田

の一部、一三二の一部、一三四の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字上峰寺字向田三四の一部、三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字下峰寺字寺田のうち三三の五の一部、三六の一部、三七の二の一部、三七の二の一部、三八の二、三八の二、三九の二、四一の一部、四一の二の一部、四一の二、四一次一、四二、四二の二、四三及びこれらと一体をなす国有地並びに三六及び三七の二と一体をなす国有地以外の区域、大字下峰寺字上後川四の二の一部、五の二の一部、七の一部、八の一部、九から一一まで、一二の一部、一三、一三の二から一三の五まで、一四の二の一部、一四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字下峰寺字津具田一五の二の一部、一五の二の一部、三一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字上峰寺字向田五五の二の一部、五六の二の一部、五七の一部、五八の一部、五八の二、五九の二の一部、五九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五九及び五九の二と一体をなす国有地の一部、大字上峰寺字新古田六〇、六一の一部、六二の一部、六三から六五まで、六五の二、六六の一から六六の五まで、六七、六七の二、六八の二、六八の二、六九、七〇の二、七〇の二、七一の二から七一の四まで、七二の二から七二の三まで、七三、七四及びこれらと一体をなす国有地並びに六一と一体をなす国有地の一部、大字上峰寺字市後七五の二の一部、七五の二、七六、七七、七七の二、七七の二、七八

| | |
|-----------------|---|
| <p>大字下峰寺字冲代</p> | <p>の二、七八の二、七九の一の一部、七九の二の一部、七九次一、七九次二、八〇の一から八〇の三まで、八一から八三までの一部、八三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字大坪字袖作二四〇の一部、二四一の一部、二四二の二の一部、二四二の二の一部、二四三から二四五まで及びこれらと一体をなす国有地並びに大字大坪字杜井手二四六の二の一部、二四六の二の一部、二四七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字下峰寺</p> | <p>大字下峰寺字冲代、四四の一部、五一の一の一部、五一の一部、五三の一から五三の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下峰寺字寺田三六の一部、三七の一の一部、三七の二の一部、三八の一、三八の二、三九の一部、四一の一部、四一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三六及び三七の一と一体をなす国有地の一部、大字大坪字布子田二二の二の一部、二二三の一、二二三の二、二二四の一、二二四の二、二二五(合併一、二二五)合併二、二二七の二の一部、二二七の二の一部、二二七の三、二二八の一部、二二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字大坪字細田二四の二の一部、二二四の二の一部、二三八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字大坪字袖作二三九の二の一部、二三九の二の一部、二四〇の二の一部、二四一の二の一部、二四二の二の一部及び二四二の二の一部</p> |
| <p>字四十矢倉</p> | <p>五九の一から五九の三までの一部、五九の四、六〇の一、六一の一の一部、六二、六三の二の一部、六三の二の一部、六三の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字下峰寺字冲代五六の四の一部並びに五六の四及び五六の五と一体をなす国有地の一部、大字井古字大境二の一の一部、三の一部、四の一、五の一、及び六の一、大字井古字菖蒲六、七から九までの一部、九の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字大坪字蓮田一九四の二、一九四の三、一九五の一から一九五の四までの一部、一九五の七及び一九五の一〇</p> |
| <p>大字下峰寺字深田</p> | <p>大字下峰寺字深田のうち六四の二の一部、六四の三の一部、六七の一の一部、六九の二の一部、六九の二の一部、七〇の一部、七〇の一、七一、七二の一、七二の一部、七三の一から七三の三までの一部、七三の四、七四の五の一部、七四の二の一部、七四の二、七五の二、七五の三、七六、七六の一、七六の二、七七の一から七七の五まで、七八、七八の一、七八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字下峰寺字寺田四一の一部及び四三の一部、大字下峰寺字冲代四四の一部、四五、四五の一、四六、四七の一、四七の二、四八、四九の一、四九の二、四九の四、五〇の一、五〇の二、五一の一の一部、五一の二、五一の三の一部、五二の一部、五六の二の一部、五六の二、五六の三、五六の四の一部、五六の五の一部、五七の二、五七の三及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字下峰寺字四</p> |

| | |
|--|--|
| <p>大字下峰 寺字下後川</p> | <p>十倉五八の一の一部、五八の二、五九の一から五九の三までの一部、五九の四、六一の一の一部、六二、六三の一から六三の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字井古字菖蒲七の一部及び八の一部並びに大字大坪字蓮田一九五の二の一部</p> |
| <p>大字下峰寺字下後川のうち八一の一の一部及び八一の四の一部以外の区域、大字下峰寺字四十矢倉六三の一から六三の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下峰寺字深田六四の二の一部、六四の三の一部、七三の一から七三の三までの一部、七三の四、七三の五の一部、七四の一の一部、七五の二、七五の三、七六、七六の一、七六の二、七七の一から七七の五まで、七八、七八の一、七八の二及びこれらと一体をなす国有地、大字下峰寺字砂田八七、八八の一、八八の二、八九の一、八九の二、九〇から九四まで、九五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下峰寺字上向田一一の一の一部、一一二の一の一部、一一二の二、一一二の三、一一三の一、一一三の二、一一四の二の一部、一一四の三、一一五の二の一部、一一五の三の一部、一一六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字井古字菖蒲八の一部、一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字井古字上鳥木三一の一部、三二の二の一部、三三の一の一部及び三三の二の一部並びに大字井古字下鳥木三七の一の一部、三七の二の一部、三八の一部及び三九の一部</p> | |
| <p>大字下峰寺字追寄</p> | <p>大字下峰寺字追寄二二五の二の一部、一二九から一三三までの一部、一三三、一三四の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一二九と一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>大字下峰寺 字上向田</p> | <p>大字下峰寺字上向田のうち一一一の一部、一一二の一部、一一二の二、一一二の三、一一三の一、一一三の二、一一四の二の一部、一一四の三、一一五の二の一部、一一五の三の一部、一一六の二の一部、一一九の一の一部、一九の二の一部、一二〇の一の一部、一二〇の二、一二二の二、一二二の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字下峰寺字深田七四の一の一部、大字下峰寺字砂田九五の一の一部及び九五の二並びに大字下峰寺字追寄一二五の二の一部、一二七の二の一部、一二七の三、一二八、一二九から一三三までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>大字井古字菖蒲</p> | <p>大字井古字菖蒲のうち六から九まで、九の一、一〇、一一、一二の二の一部、一二の三、一二の六、一二の七、一三の一、一三の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>大字井古字大刈田</p> | <p>大字井古字大刈田のうち一四の一、一七の一、二二の一部、二二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二一及び二二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字井古字大境一、二、二の二から二の五まで四の二、五の二から五の五まで及びこれらと一体をなす国有地、大字井古字菖</p> |

| | |
|-----------------|---|
| | <p>蒲二二の二の一部、一二の三及び一三の一、大字井古字上岡二三の二の一部及びこれと一体をなす国有地、大字下坂字下大境二六から二九までの一部、三三から三五までの一部及び二六と一体をなす国有地の一部、大字大坪字三反田一八八の一部、一八九の二の一部、一九〇の一部、一九一の一部、一九二の二、一九二の二の一部、一九三の二から一九三の三まで、一九三の四の一部、一九三の五及びこれらと一体をなす国有地、大字大坪字蓮田一九四の一、一九四の五、一九八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字下峰寺字四十矢倉六〇の一及びこれと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字井古字上岡</p> | <p>大字井古字上岡のうち二三の一から二三の三までの一部、二四の五の一部、二五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二三の三と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字井古字大刈田二二の一部、大字井古字深田二六の一の一部並びに大字井古字井古ノ上上分一三五の一部及び一三七の二の一部</p> |
| <p>大字井古字深田</p> | <p>大字井古字深田のうち二六の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字井古字大境二の一の一部及び三の一部、大字井古字葛浦七から九までの一部、九の一の一部、一〇の一部、一一、一二の六、一二の七、一三の三及びこれらと一体をなす国有地、大字井古字大刈田一四の一、一七の一及びこれらと一体をなす国有地、大字井古字上鳥木三一の一部、三二の二、三二の二の一部、三三の二の一部、</p> |
| | <p>三三の二の一部、三四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字井古字下鳥木三五の一部、四〇の一部、四一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字井古字前町七〇及びこれと一体をなす国有地並びに大字下峰寺字下後川八一の二の一部及び八一の四の一部</p> |
| <p>大字井古字下鳥木</p> | <p>大字井古字下鳥木のうち三五の一部、三七の二の一部、三七の二の一部、三八から四一までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字井古字上鳥木三二の二の一部、三三の二の一部、三三の二の一部、三四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字井古字前町</p> | <p>大字井古字前町のうち七〇、七一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字井古字深田二六の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字井古字中岡</p> | <p>大字井古字中岡の全域、大字井古字上岡二四の五の一部、二五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字井古字前町七一の二の一部並びに大字井古字井古ノ上上分一三七の二の一部、一三七の二の一部、一三九の一部、一四〇の一部及び一四〇と一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>大字井古字下岡</p> | <p>大字井古字下岡の全域、大字井古字土井鼻八八の一部、八八の二の一部、八八の三、八八次一、八九、八九次一、九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字井古字井古ノ上下分一四八の一部、一四九の一部及びこれらと一体</p> |

| | |
|------------------|--|
| | <p>をなす国有地並びに大字稲荷字田中の一の部、二の一の部、三の一の部、四の一の部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字井古字土居鼻</p> | <p>大字井古字土居鼻のうち八八の部、八八の二の部、八八の三、八八次一、八九、八九次一、九〇の部、九四の部、九四の二の部、九五の部、九五の二の部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>大字稲荷字田中</p> | <p>大字稲荷字田中四の部、五の部、六の部、七の部、八の部、九の部、九の二の部及び五と一体をなす国有地の一の部、大字稲荷字川向下一〇の部、一〇の二の部、一一から一六まで及びこれらと一体をなす国有地の一の部、大字稲荷字川向上一分の全域、大字下坂字川端三九四の一、三九五、三九七の部及び三九八の部及び三九八と一体をなす国有地の一の部、大字井古字土居鼻八八の部、九四の部、九四の二の部、九五の部、九五の二の部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字下坂字沖代</p> | <p>大字下坂字沖代のうち四二の二の部及び四三から四六までの部並びに四〇の一、四〇の三、四一及び四六と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字下坂字中大境^{二二三}合併の一部及びこれと一体をなす国有地、大字下坂字下大境三五から三八までの部及びこれらと一体をなす国有地、大字下坂字ヲコ作り四七の三の部、五三の部、五五の部、五五の三の部、五五の五の部、五四の部、五五の部、五五の部及び四七の三と一体をなす国有地の一の部、大字下坂字半</p> |
| | <p>田一一の一から一一一の四までの部及び一一一次二の部、大字下坂字城莊^{二二二}の一から一二の三まで、一二の四の部、一一四、一一五及びこれらと一体をなす国有地、大字下坂字砂田^{一一六}の部、一一七の二の部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字井古、字井古ノ上下分^{一四四}の部、一四五の部並びに^{一四四}及び^{一四四}と一体をなす国有地の一の部</p> |
| <p>大字下坂字ヲコ作り</p> | <p>大字下坂字ヲコ作りのうち四七の三の部、四七の四の部、四七の七の部、四八、四九、五〇の二の部、五〇の三の部、五三の部、五三の四の部、五三の五の部、五五の部、五五の二の部、五六の二の部及びこれらと一体をなす国有地並びに五〇の三及び五六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字下坂字中大境八の部、八の三の部、一九の部、二〇の二の部、二〇の三の部、二二の二の部、二二の三の部、二二合併の一部及びこれらと一体をなす国有地の一の部、大字下坂字沖代^{四〇}の一、四〇の三及び四一と一体をなす国有地の一の部、大字下坂字花田^{六二}の二、六三の五から六三の二と一体をなす国有地の一の部、大字下坂字半田^{一〇三}の部、一〇三の二、一〇三の三、一〇四の部、一〇四の二、一〇四の三、一〇五の部、一〇五の二、一〇五の三の部、一〇六、一〇七の二、一〇七の三の部、一〇八の三から一〇八の五までの部、一〇九の二の部、一〇九の三の部、一一〇、一一一の部から一一一</p> |

| | | |
|-----------------------|--|---|
| <p>大字下坂字花田</p> | <p>大字下坂字花田のうち六二の二、六三の五から六三の一 二まで、六四の三の一部、六五の一から六五の三までの一 部、六六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六二 の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字下坂字大 境六の二及び七の二と一体をなす国有地の一部、大字下坂 字中大境八の三と一体をなす国有地の一部、大字下坂字ヲ コ作り五〇の二の一部、五〇の三の一部、五六の二の一部 及びこれらと一体をなす国有地並びに五〇の三及び五六の 二と一体をなす国有地の一部、大字下坂字山田口五七から 六一まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字 下坂字三人山五一七の二</p> | <p>の四までの一部、一一一次一、一一一次二の一部及びこれ らと一体をなす国有地並びに大字下坂字砂田一一七の二の 一部、一一八の二の一部、一一八の八の一部及びこれらと 一体をなす国有地</p> |
| <p>大字下坂 字上ミ大平</p> | <p>大字下坂字上ミ大平のうち九四の一部、九四の一の一部、 九四の二の一部、九六の一部及びこれらと一体をなす国有 地以外の区域、大字下坂字ヲコ作り四七の四の一部、四七 の七の一部、四八、四九、五〇の二の一部及びこれらと一 体をなす国有地、大字下坂字花田六四の三の一部、六五の 一から六五の三までの一部、六六の一部及びこれらと一体 をなす国有地、大字下坂字半田一〇三の二の一部、一〇四 の一の一部、一〇五の二の一部、一〇五の三の一部、一〇</p> | |
| <p>大字下坂字砂田</p> | <p>大字下坂字砂田のうち、一二六、一二七の二、一二七の 二、一一八の一、一一八の二の一部、一一八の三の一部、 一一八の五、一一八の六、一一八の七の一部、一一八の八 の一部、一一八の九、一一八の二〇、一一九の二、一一九 の三の一部、一一九の四の一部、一二〇の二、一二〇の三 の一部、一二二の二の一部、一二二の四、一二二の五の一 部、一二二の六、一二二の七の一部、一二三の一から一二 三の五まで、一二四の一、一二四の二、一二五の一から一 二五の三まで一二六、一二七及びこれらと一体をなす国有 地以外の区域、大字下坂字上ミ大平九四の一部、九四の一 の一部、九四の二の一部九六の一部及びこれらと一体をな す国有地、大字下坂字半田一〇九の二の一部、一〇九の三 の一部及び一〇九の一と一体をなす国有地の一部並びに大 字下坂字中大平一八八の一、一八八の二の一部及び一八九 の二</p> | <p>七の一、一〇七の三の一部、一〇八の一、一〇八の二、一 〇八の三から一〇八の五までの一部、一〇八の六、一〇九 の一から一〇九の三までの一部及びこれらと一体をなす国 有地並びに大字下坂字中大平一八八の二の一部及びこれと 一体をなす国有地</p> |
| <p>大字下坂字四反田</p> | <p>大字下坂字四反田のうち一二八の一部、一二九の一部、 一三〇の二の一部、一三一の二の一部、一三四の一部、一 三五の一部、一三五の二の一部、一三六の一部、一三七の 一の一部、一三七の二の一部、一三九の一部及びこれらと</p> | |

| | |
|---|---|
| <p>大字下坂 字岸ノ上</p> | <p>一体をなす国有地以外の区域、大字下坂字砂田一六の一部分、一二七の一部分及びこれらと一体をなす国有地、大字下坂字三久保田一四五の一部分、一四六の一部分及び一四七の一部分並びに一四五、一四六及び一四六内一と一体をなす国有地の一部分、大字下坂字松本一五六の五の一部分、一五七の一部分、一五八の一部分、一五九から一六二までの一部分、一六三の一部分及びこれらと一体をなす国有地の一部分並びに一五六の二と一体をなす国有地の一部分並びに大字稲荷字田中二の一部分及び二の二と一体をなす国有地の一部分</p> |
| <p>大字下坂字岸ノ上の全域、大字下坂字四反田一二九の一部分、一三〇の一部分、一三二の二の一部分、一三四の一部分、一三五の一部分、一三五の二の一部分、一三六の一部分、一三七の一部分、一三七の二の一部分、一三九の一部分及びこれらと一体をなす国有地大字下坂字三久保田一四五の一部分、一四六の一部分、一四七の一部分並びに一四五、一四六、一四七及び一四八と一体をなす国有地の一部分、大字下坂字川端三九七の一部分、三九八の一部分及びこれらと一体をなす国有地、大字稲荷字田中二の一部分、二の二、三から五までの一部分、六の一部分、七の一部分、八の一部分、九の一部分及びこれらと一体をなす国有地の一部分、大字稲荷字川向下モ分一〇の一部分、一〇の二の一部分並びに一〇の一及び一〇の二と一体をなす国有地の一部分並びに大字井古字土居鼻八八の一部分及びこれと一体をなす国有地</p> | <p>大字下坂字三久保田のうち一四五、一四六、一四七並びに一四五、一四六、一四六内一、一四七及び一四八と一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>大字下坂字 三久保田</p> | <p>大字下坂字松本のうち一五六の五の一部分、一五七の一部分、一五八の一部分、一五九から一六二までの一部分、一六三の一部分及びこれらと一体をなす国有地の一部分並びに一五六の二と一体をなす国有地以外の区域並びに大字下坂字砂田一六の一部分、一一七の二の一部分、一一八の二から一一八の三までの一部分、一一八の五、一一八の六、一一八の七の一部分、一一八の八の一部分、一一八の九、一一八の二〇、一一九の二、一一九の三の一部分、一一九の四の一部分、一二〇の二、一二〇の三の一部分、一二二の二の一部分、一二二の四、一二二の五の一部分、一二二の六、一二二の七の一部分、一二三の二から一二三の五まで、一二四の二、一二四の三、一二五の二から一二五の三まで、一二六、一二七の一部分及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字下坂字中太平</p> | <p>大字下坂字中太平のうち一八八の一、一八八の二、一八八の二及び一八八の二と一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>大字下坂字岡本</p> | <p>大字下坂字岡本のうち三六六の一部分及び三六六と一体をなす国有地以外の区域、大字下坂字岡向三六七の一部分、三六九の一部分及びこれらと一体をなす国有地並びに大字下坂字岡本四三六の一部分、四三七の一部分及びこれらと</p> |

| | |
|-----------|---|
| 大字下坂字岡向 | 一体をなす国有地 |
| 大字下坂字東田 | 大字下坂字岡向のうち三六七、三六八、三六九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 大字下坂字川端 | 大字下坂字東田のうち三七八の二及びこれと一体をなす国有地並びに三七三の五及び三七八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 |
| 大字下坂字下岡本 | 大字下坂字川端のうち三九四の一、三九五、三九七、三九八及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 |
| 大字下坂字屋敷 | 大字下坂字下岡本のうち四三六の一部、四三七の一部、四三八、四三九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字下坂字屋敷四四八の一部 |
| 大字下坂字五反田 | 大字下坂字屋敷のうち、四四八の一の一部、四四八の二、四四九の一部及び四五〇の一部以外の区域、大字下坂字五反田四六六の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字奥谷字神明前二〇七の一の一部、二〇八、二〇九の一部、二〇九の二、二〇九の三の一部、二〇九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 |
| 大字下坂字下モ樋詰 | 〇の一部 |
| 大字下坂字上ミ樋詰 | 大字下坂字下モ樋詰のうち四六九、四六九の一の一部、四六九の七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字下坂字下岡本四三七から四三九までの一部、大字下坂字屋敷四四八の一の一部、四四八の二及び四四九の一部並びに大字下坂字五反田四六八の一の一部、四六八の六、四六八の八及びこれらと一体をなす国有地 |
| 大字下坂字上八土居 | 大字下坂字上ミ樋詰の全域、大字下坂字岡本三六六の一部及び三六六と一体をなす国有地の一部、大字下坂字岡向三六七の一部、三六八、三六九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下坂字東田三七八の二及びこれと一体をなす国有地並びに三七三の五及び三七八の一と一体をなす国有地の一部、大字下坂字下岡本四三六の一部及び四三七から四三九までの一部、大字下坂字下モ樋詰四六九、四六九の一の一部、四六九の七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字下坂字上八土居四七二の二 |
| 大字下坂字三人山 | 大字下坂字上八土居のうち四七二の二以外の区域 |
| 大字山田字前田 | 大字下坂字三人山のうち五一七の二以外の区域 |
| 大字山田字前田 | 大字山田字前田のうち九の二の一部、一〇の一の一部、一〇の二、一一の一の一部、一一の二、一二の一の一部、一二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字山田字竹ノ下五四の一の一部、五四の四の一部、五五の一 |

| | | | |
|--|---|--|---|
| <p>大字山田字岡</p> <p>部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字山田字岡一八の三の一部、一二九の二の一部及び一二九の二</p> | <p>大字山田字岡のうち一二二、一二六の一、一二七、一二八の二から一二八の三まで、一二九の一及び一二九の二以外の区域、大字山田字竹ノ下五六の一部及び五六と一体をなす国有地の一部並びに大字山田字岡ノ前六一の一部、六二の一部及び六四の一部</p> | <p>大字山田字岡ノ前のうち五九の一部、五九の二の一部、六一の一部、六二の一部、六四の一部、六五の二の一部、六五の二、六六の二の一部、六六の二から六六の四まで六六の五の一部、六六の六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字山田字竹ノ下五四の二から五四の四までの一部、五五の一部、五六の一部、五七及びこれらと一体をなす国有地、大字山田字弓細工七三の一部、七四の二の一部、七四の二の一部、七四の七の一部、七四の八の一部、七五の七の一部、七五の八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字山田字岡一二一、一二六の一、一二七、一二八の一、一二八の二、一二八の三の一部及び一二九の二の一部</p> | <p>大字山田字弓細工</p> <p>大字山田字弓細工のうち七三の二の一部、七四の二の一部、七四の二の一部、七四の四、七四の五の一部、七四の六の一部、七四の七、七四の八、七四の九の一部、七五の二</p> |
| <p>大字山田字今宮</p> <p>から七五の七まで、七五の八の一部、七八の一、七八の二、七八の三の一部、八二の一、八二の二の一部、八二の三の一部、八三の二の一部、八三の三の一部、八四の二の一部、八五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字山田字竹ノ下五四の二から五四の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字山田字岡ノ前五九の一部、五九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字山田字向田三二の二の一部、三二の二、三二の二の一部、三二の二、三三の二の一部、三三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>大字山田字今宮のうち八六の一部、八七の一部、八八、八九の一部、八九の二の一部、九〇、九一の二の一部、九二の二の一部、九三から九五までの一部、三八五の二の一部、三八五の二から三八五の五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字山田字弓細工八三の二の一部、八三の二の一部、八四の一部、八五及びこれらと一体をなす国有地、大字山田字向田二八の一部、二九の一部、三〇の二の一部、三〇の三の一部、三一の二の一部、三二の二の一部、三二の三、三三の二の一部、三三の二の一部及び三三の三並びに三三の二と一体をなす国有地の一部、並びに大字山田字向田三五の二、三五の二、三六から三八まで、三九の一部、四〇の二から四〇の三までの一部、四二の二の一部、四三の一部、四四の二の一部、四四の二の一部、四四の三及びこれらと一体をなす国有地</p> | | |

| | | |
|--|---|--|
| <p>大字山路字中嶋</p> | <p>大字山路字堂前</p> | <p>大字山田字沖代</p> |
| <p>大字山路字中嶋の全域、大字山路字堂前一四の四、一六の一、一六の二、一七の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一四の二、一六の三及び一七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> | <p>大字山路字堂前のうち一四の四、一六の一、一六の二、一七の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一四の二、一六の三及び一七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> | <p>大字山田字沖代のうち九六の一部、九七の一部、九八の三の一部、一〇〇から一〇三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字山田字岡ノ前六五の一の一部、六五の二、六六の一の一部、六六の二から六六の四まで、六六の五の一部、六六の六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六五の一及び六六の一と一体をなす国有地の一部、大字山田字弓細工七四の四、七四の五から七四の九までの一部、七五の二から七五の六まで、七五の七の一部、七五の八の一部、七八の一、七八の二、七八の三の一部、八二の二の一部、八二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下坂字大境二の二の一部、一の三、一の四、一の六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下坂字中大境二の二の一部、一一の三の一部、一二の二の一部、一二の三、一三の二の一部、一三の三の一部、一四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字大坪字長田一七〇の一部、一七一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字山路字桜ヶ坪</p> | <p>大字山路字岡田</p> | <p>有地の一部、大字山路字向田二八の一部、二九の一部、三〇の一、三〇の二の一部、三〇の三の一部、三一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字山路字岡田四四の一部及び四四と一体をなす国有地の一部、大字山田字前田九の二の一部一〇の一の一部、一〇の二、一一の一の一部、一一の二、一二の一の一部、一二の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字山田字竹ノ下五四の一の一部、五四の二の一部、五四の四の一部及び五四の二の一部と一体をなす国有地</p> |
| <p>大字山路字桜ヶ坪のうち五三の一部、五六の一部、七〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字山路字岡田三九の一部、四〇、四〇の一から四〇の三までの一部、四二、四二の一部、四三の一部四四の二の一部、四五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字山田字今宮八六の一部、八七の一部、八八、八九の一部、八九の一の一部、九〇、九一の一の一部、九一の二の一部、九五の一部、三八五の二、三八五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>大字山路字岡田のうち三五の一、三五の二、三六から四〇まで、四〇の一から四〇の三まで、四一、四二の一部、四三、四四の一部、四四の二の一部、四四の三、四五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四四と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字山路字桜ヶ坪五三の一部、五六の一部、七〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>大字山路字岡田のうち三五の一、三五の二、三六から四〇まで、四〇の一から四〇の三まで、四一、四二の一部、四三、四四の一部、四四の二の一部、四四の三、四五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四四と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字山路字桜ヶ坪五三の一部、五六の一部、七〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |

| | |
|----------------------|---|
| | <p>なす国所有地並びに大字大坪字今宮一六三の一の一部、一六四の一部並びに一六三の一及び一六四と一体をなす国所有地の一部</p> |
| <p>大字大坪字前田</p> | <p>大字大坪字前田の全域及び大字大坪字坂ノ前の全域</p> |
| <p>大字大坪 字市場尻</p> | <p>大字大坪字市場尻の全域、大字大坪字ヒチキ三二七の二の一部、三二七の三の一部、三二八から三三〇までの一部、三三二の一部及びこれらと一体をなす国所有地並びに三二五、三二六の二及び三二六の三と一体をなす国所有地の一部並びに大字大坪字古屋敷三三三の一の一部、三三三の二の一部及びこれらと一体をなす国所有地並びに三三三の一及び三三四の一と一体をなす国所有地の一部</p> |
| <p>大字大坪字上小路</p> | <p>大字大坪字上小路のうち九二の二、九三、九四の一、一〇九の一、一一〇の四及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域、大字大坪字五反田一一の一、一一二の五、一一三の一、一一五の一、一一五の二の一部、一一五の三、一一五の四及びこれらと一体をなす国所有地、大字大坪字蓮田二〇一の一の一部、二〇一の三の一部、二〇二の一部、二〇三、二〇四の一部及びこれらと一体をなす国所有地大字大坪字布子田二二二の一部、大字大坪字細田二二四の一の一部、二二五の一の一部、二二六、二二七の一、二二七の二、二二八、二二九の一部、二三〇、二三一、二三二の一部、二三三の一から二三三の三までの一部、二三三の四、二三三の五、二三三の六及びこれらと一体をなす国所有地の一部</p> |
| | <p>並びに大字大坪字福市二七〇の六の一部、二七五の一部、及びこれらと一体をなす国所有地</p> |
| <p>大字大坪字万蔵</p> | <p>大字大坪字万蔵のうち二二四の一部、二二五の一部、二二七の一部、二二九の一部、二二九の一の一部、一三〇の一から一三〇の三までの一部、一三二の一部、一三二の一の一部、一三三の一部及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域、大字大坪字上小路九二の二、九三、九四の一、一〇九の一、一一〇の四及びこれらと一体をなす国所有地、大字大坪字五反田一一の一から一一一の四まで、一一一の六、一一一の七、一一二の一から一一二の四まで、一一二の六、一一二の七、一一三の二から一一三の九まで、一一五の六、一一五の九、一一六の一の一部、一一六の二から一一六の四まで、一二二の二の一部、一二二の三の一部、一二三の一の一部及びこれらと一体をなす国所有地、大字大坪字的場一四五の一部、一四八の一部、一四九の一の一部、一四九の二の一部、一五一の一の一部及びこれらと一体をなす国所有地並びに大字大坪字長田一七五の一部</p> |
| <p>大字大坪字的場</p> | <p>大字大坪字的場のうち一四〇の二の一部、一四〇の三の一部、一四五の一部、一四七の二の一部、一四七の三、一四七の五の一部、一四八の一部、一四九の一の一部、一四九の二の一部、一五一の一の一部及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域、大字大坪字万蔵一二四の一部、一二五の一部、一二七の一部、一二九の一部、一二九の一の一部、一三〇の一から一三〇の三までの一部、一三二の一部、一</p> |

| | |
|--|--|
| <p>大字大坪字今宮</p> | <p>三二の二の一部、一三三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字大坪字今宮一五四の三の一部、一五五の二の一部、一五五の三、一五六の二の一部、一五六の三から一五六の五まで、一六一の二の一部、一六一の三、一六二の三の一部、一六三の二、一六三の三の一部、一六三の四、一六六の二の一部、一六六の四の一部、一六六の五から一六六の七まで、一六六の八の一部、一六六の九の一部、一六六の九の三、一六六の四の一部、一六六の五から一六六の七まで、一六六の八の一部、一六六の九の一部、一六六の一〇、一六七の</p> |
| <p>大字大坪字今宮のうち一五四の三の一部、一五五の二の一部、一五五の三、一五六の二の一部、一五六の三から一五六の五まで、一六一の二の一部、一六一の三、一六二の三の一部、一六三の二の一部、一六三の三の一部、一六三の四、一六四の一部、一六六の二の一部、一六六の四の一部、一六六の五から一六六の七まで、一六六の八の一部、一六六の九の一部、一六六の一〇、一六七の</p> | <p>三二の二の一部、一三三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字大坪字今宮一五四の三の一部、一五五の二の一部、一五五の三、一五六の二の一部、一五六の三から一五六の五まで、一六一の二の一部、一六一の三、一六二の三の一部、一六三の二、一六三の三の一部、一六三の四、一六六の二の一部、一六六の四の一部、一六六の五から一六六の七まで、一六六の八の一部、一六六の九の一部、一六六の九の三、一六六の四の一部、一六六の五から一六六の七まで、一六六の八の一部、一六六の九の一部、一六六の一〇、一六七の</p> |

| | |
|---|---|
| <p>大字大坪字長田</p> | <p>二、一六七の三の一部、一六七の四から一六七の六まで、一六八の二から一六八の三まで、一六八の四の一部、一六九、一六九の一、一六九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一六三の一及び一六四と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字大坪字的場一四〇の二の一部、一四〇の三の一部、一四七の二の一部、一四七の三、一四七の五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字山路字岡田四〇の二の一部及びこれと一体をなす国有地、大字山田字弓細工八二の一から八二の三までの一部、八三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字山田字今宮九三から九五までの一部、三八五の一の一部、三八五の三の一部、三八五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字大坪字長田のうち一七〇の一部、一七一の一部、一七二の二の一部、一七三の二の一部、一七三の三の一部、一七四、一七四の一の一部、一七五の一部、一八四の二の一部、一八五の一部、一八六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字大坪字五反田一一五の七、一一五の八、一一六の二の一部、一一七の二から一一七の四まで、一一九の二から一一九の六まで、一二〇、一二一、一二二の二の一部、一二二の三の一部、一二二の四から一二二の八まで、一二三の一の一部、一二三の二及びこれらと一体をなす国有地、大字大坪字方蔵一二四の一部及びこれと一体をなす国有地、大字大坪字三反田一八七、一八八の一部、一九一の一部、一九二の二</p> | <p>大字大坪字長田のうち一七〇の一部、一七一の一部、一七二の二の一部、一七三の二の一部、一七三の三の一部、一七四、一七四の一の一部、一七五の一部、一八四の二の一部、一八五の一部、一八六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字大坪字五反田一一五の七、一一五の八、一一六の二の一部、一一七の二から一一七の四まで、一一九の二から一一九の六まで、一二〇、一二一、一二二の二の一部、一二二の三の一部、一二二の四から一二二の八まで、一二三の一の一部、一二三の二及びこれらと一体をなす国有地、大字大坪字方蔵一二四の一部及びこれと一体をなす国有地、大字大坪字三反田一八七、一八八の一部、一九一の一部、一九二の二</p> |

| | |
|----------------------------------|--|
| | <p>の一部、一九三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字大坪字蓮田一九八の一の一部、一九九の二、一九九の四及びこれらと一体をなす国有地並びに一九九の九と一体をなす国有地の一部並びに大字山田字沖代九六の一部、九七の一部、九八の三の一部、一〇〇から一〇二までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字大坪字蓮田</p> | <p>大字大坪字蓮田のうち一九四の四から一九四の三まで、一九四の五、一九五の四から一九五の四までの一部、一九五の七、一九五の一〇、一九八の一、一九九の二、一九九の四、二〇一の四の一部、二〇一の三の一部、二〇二の一部、二〇三、二〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九九の九と一体をなす国有地以外の区域、大字大坪字五反田一一五の二の一部、一一五の五、一一九の一、一二二の一及びこれらと一体をなす国有地、大字大坪字布子田二一〇、二二一、二二二の一部、二二七の四の一部、二二七の二の一部、二二八の一部、二一九、二二〇の二、二二〇の二、二二二の一から二二二の三まで、二二二の一部及び二二三の一部、大字大坪字細田二二四の四の一部及び二二四の二と一体をなす国有地の一部並びに大字下峰寺字沖代五一の一の一部、五一の三の一部、五三の四から五三の三までの一部、五四、五五、五六の四の一部、五六の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五六の五と一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>大字大坪</p> | <p>大字大坪字福市のうち二七〇の六の一部、二七五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字大坪字細田二二四の四の一部、二二四の二の一部、二二五の四の一部、二二五の二、二二九の一部、二二二の一部、二二三の四から二二三の三までの一部、二三四から二三七まで、二三八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字大坪字仙作二二九の四から二二九の三までの一部、二四〇の一部、二四一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字大坪字社井手二四六の三の一部、二五二の四の一部、二五六の四の一部、二五九の一部、二六〇、二六一の一部、二六一の一、二六二、二六三の一部、二六三の二の一部、二六四の四の一部、二六五の四の一部、二六六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字大坪字古屋敷三四七の四の一部、三三八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字大坪字稲ソ子三五〇の二の一部、三五一の四の一部、三五二、三五三、三五三の二、三五四の四の一部、三五四の二の一部、三五四の三、三五五、三五六、三五七の四の一部、三五八の二の一部、三五八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三五八の二と一体をなす国有地の一部、大字大坪字下河原三八三の四の一部、三九一の二、三九一の三、三九一の四、三九一の七、三九一の八及びこれらと一体をなす国有地並びに大字大坪字青木三九二の二の一部、三九二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字大坪字ヒチリキのうち三二七の二の一部、三二七の</p> | |

| | |
|----------------------|--|
| <p>字ヒチリキ</p> | <p>三の一部、三二八から三三一までの一部、三三二及びこれらと一体をなす国有地並びに三二六の二及び三二六の三と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字大坪字古屋敷三三七の二の一部、三三七の三の一部、三三七の四の一部、三三二、三四二の二、三四二の三、三四三、三四四、三四五の二の一部、三四六の二の一部、三四六の三の一部、三四七の二の一部、三四八の二の一部、三四九の二及びこれらと一体をなす国有地、大字大坪字稲子三三〇の二、三三〇の三の一部、三五一の二の一部、三五四の二の一部、三五四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三五四の二と一体をなす国有地の一部並びに大字大坪字青木三九二の二の一部、三九二の三の一部、三九四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字大坪 字下河原</p> | <p>大字大坪字下河原のうち三六六から三六八まで、三七一の二から三七一の三まで、三七二から三七四まで、三七五の二から三七五の五まで、三七五の六、三七六の四、三七六の五、三八〇の二、三八〇の三、三八一、三八二の二、三八二の三、三八三の二、三八三の三、三九一の二、三九一の三、三九一の四、三九一の七、三九一の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>大字大坪字青木</p> | <p>大字大坪字青木のうち三九二の二、三九二の三の一部、三九四の二、三九四の三の一部、三九五、三九六の二、三九六の三の一部、三九六の四の一部、三九六の五の一部及び</p> |

| | |
|-----------------|---|
| <p>大字大坪字向田</p> | <p>びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>大字大坪字下引地</p> | <p>大字大坪字向田の全域、大字大坪字ヒチリキ三三〇から三三二までの二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字大坪字古屋敷三三三の二の一部、三三三の三の一部、三三三の四の二、三三三の五、三三三の六の二、三三三の七の二、三三七の二の一部、三三七の三の一部、三三七の四の二の一部、三三七の五の二の一部、三三七の六の二の一部、三四五の二の一部、三四五の三の一部、三四六の二の一部、三四六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字大坪字青木三九二の二の一部、三九四の二の一部、三九四の三の一部、三九六の二、三九六の三の一部、三九六の四の一部、三九六の五の一部、三九六の六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字大坪字下引地四三〇、四三二の二、四三二の三、四三三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字大坪字四十八九〇、四九一の八の一部、四九二の二の一部、四九三の二及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字大坪字四十八</p> | <p>大字大坪字下引地のうち四三〇、四三二の二、四三三の二、四三三の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| <p>大字大坪字神明前</p> | <p>大字大坪字四十八のうち四九〇、四九一の八の一部、四九二の二の一部、四九三の二の一部、四九三の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>大字奥谷字神明前</p> | <p>大字奥谷字神明前のうち二〇七の二の一部、二〇八、二</p> |

| | | |
|---|--|---|
| <p>廃止する字の名称</p> | <p>大字山田字大境</p> | |
| <p>大字上峰寺字新古田、字市後、字下諸木、字栗坪及び字赤坂大字下峰寺字砂田及び字上後川、大字井古字大境、字上鳥木、字井古の上上分及び字井古ノ上下分、大字稲荷字川向上ミ分及び字川向下モ分、大字下坂字大境、字中大境、字下大境、字半田、字城荘及び字山田口、大字山田字竹ノ下、大字小路字向田、大字大坪字坂ノ前、字五反田、字三反田、字布子田、字細田、字杣作、字杜井手、字古屋敷及び字稲ソ子、並びに大字山上字諸木</p> | <p>大字山田字大境の全域、大字山田字岡ノ前六一の一部、六四の一部、六五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字下坂字大境一の一、一の二の一部、二合併、四、五、六の一から六の三まで、七の一部、七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字下坂字中大境九の三の一部、一〇の二の一部及び一〇の三の一部並びに八の三、九の三、一〇の二及び一〇の三と一体をなす国有地の一部、大字下坂字山田口六一と一体をなす国有地の一部、並びに大字下坂字花田六二の一と一体をなす国有地の一部</p> | <p>〇九の一の一部、二〇九の二、二〇九の三の一部、二〇九の四の一部、二一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、並びに大字下坂字五反田四六六の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p> |

| | |
|---|--|
| <p>鳥取県告示第六百八号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので同法同条第二項の規定により告示する。 この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による淀江駅南地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。 昭和五十三年七月十四日 鳥取県知事 平 林 鴻 三</p> | |
| <p>区域を変更する字の名称</p> | <p>同上の区域（昭和五十年五月十四日現在の地番による。）</p> |
| <p>大字淀江字莊境</p> | <p>大字淀江字莊境のうち二の一〇八から二の一〇一まで及びこれらと一体をなす国有地並びに二の三六から二の四一までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| <p>大字淀江字亀尻</p> | <p>大字淀江字亀尻のうち二の四四の一部、二の四六の一部、二の四八から二の五〇までの一部、二の一〇二の一部、二の一〇三、二の一〇四の一部、二の一〇五の一部、二の一〇六の一部、二の一〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二の五一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字淀江字上雨造六一の一部及びこれと一体をなす国有地、大字淀江字洞戸三二二の一部、三一九の一部、三二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字淀江字ソリ田三二六の二と一体をなす国有地の一部</p> |

| | |
|-----------------|--|
| <p>大字淀江字上雨造</p> | <p>大字淀江字上雨造のうち五五、五六、六〇、六一及びこれらと一体をなす国有地並びに五七及び六〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| <p>大字淀江字下雨造</p> | <p>大字淀江字上雨造五五、五六、六〇、六一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五七及び六〇と一体をなす国有地の一部並びに大字淀江字下雨造のうち六二、六五から七〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>大字淀江字洞戸</p> | <p>大字淀江字亀尻二の四六の一部、二の四八から二の五〇までの一部、二の一一八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二の五一と一体をなす国有地の一部、大字淀江字上雨造六一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字淀江字下雨造六二、六五から七〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字淀江字洞戸のうち三二二の一部、三一六の一部、三一七の一部、三一九の一部、三二〇の一部、三二〇の二の一部、三二一の一部、三二二の二、三二二の三の一部、三二二の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字淀江字ソリ田三二三の二、三二三の三の一部、三三四の二、三三四の三の一部、三三四の四の一部、三三四の五、三三五の二の一部、及びこれらと一体をなす国有地並びに大字淀江字五町田四九八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四九七の二と一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>大字淀江字ソリ田</p> | <p>大字淀江字境二の二〇八から二の二一一まで及びこれらと一体をなす国有地並びに二の三六から二の四一までと一体をなす国有地の一部、大字淀江字亀尻二の四四の一部、二の一一二の一部、二の一一三、二の一一四の一部、二の一五五の一部、二の一一六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字淀江字洞戸三二〇の二の一部、三二二の二の一部、三二二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字淀江字ソリ田のうち三二三の二の一部、三二三の三、三二三の四の一部、三二四の二、三二四の三の一部、三二四の四の一部、三二四の五、三二五の二の一部、三二九の一部、三三〇の一部、三三一の一部、三三七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字淀江字井尻のうち三四六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三三九の一及び三四七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字淀江字五町田四九六の二の一部及び四九七の二と一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>大字淀江字井尻</p> | <p>大字淀江字洞戸三二二の一部、三二二の二の一部、三二二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字淀江字ソリ田三二三の二の一部、三二九の一部、三三〇の一部、三三一の一部、三三七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字淀江字井尻のうち三四六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三三九の一及び三四七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字淀江字五町田四九六の二の一部及び四九七の二と一体をなす国有地の一部</p> |

大字淀江字五町田

大字淀江字洞戸三一六の一の一部、三一七の一部及び三二一の一部、大字淀江字井尻三四六の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに三四七の二と一体をなす国有地の一部、並びに大字淀江字五町田のうち四九六の一の一部、四九八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、並びに四九七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第六百九号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項第二号の規定による家畜人工授精講習会を次のとおり開催するので、鳥取県家畜人工授精講習会規程（昭和二十六年十月鳥取県告示第四百七十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十三年七月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開催場所

学科 東伯郡赤碓町松谷 鳥取県畜産試験場

実習 西伯郡西伯町絹屋 鳥取県中小家畜試験場繁殖科

二 開催期間

昭和五十三年九月十八日から同月三十日まで

三 講習の対象となる家畜の種類

豚

四 受講手続

鳥取県家畜人工授精講習会規程別記第一号様式による受講願書（二部）

に同規程第六条各号に掲げる書類（各一部）を添えて、昭和五十三年八月十三日までに所轄の家畜保健衛生所に提出すること。

五 その他

1 講習会終了後に修業試験を実施する。

2 その他詳細については、所轄の家畜保健衛生所に照会すること。

鳥取県告示第六百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十三年七月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ御建山下一九五〇の四八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

用水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年七月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町別所字本谷一二七八の四七(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る郡家地区B工区の換地処分を行ったので、同法同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年七月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、西伯郡淀江町大字淀江二四三

番地谷野一恵ほか四十六人の者から同人が行う土地改良事業に係る淀江駅南地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年七月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百十四号

昭和五十三年三月二十三日付けで用瀬町から申請のあつた土地改良(美成地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年七月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年七月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百十五号

昭和五十三年四月二十一日付けで用瀬町から申請のあつた土地改良(樟原地区は場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年七月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年七月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百十六号

昭和五十三年三月十三日付けで用瀬町から申請のあつた土地改良(鷹狩地区は場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年七月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年七月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百十七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、日本国有鉄道から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年七月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

公共測量(航空写真測量)

二 作業期間

昭和五十三年七月十四日から同年九月二十日まで

三 作業地域

八頭郡智頭町湯屋、鳥巢、智頭、岩神、上市場、坂原、中田、三田、

山根、木原及び三明地内

鳥取県告示第六百十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年七月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年四月二十一日 鳥取県指令受米土維第三百四十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡淀江町大字佐陀字東川尻

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡羽合町大字田後四三二

中国住宅産業株式会社

代表取締役 中西了介